

【資料４－２】

令和７年度秋田県広報紙等クロスメディア業務委託企画提案競技審査基準

１ 審査方法

- (１) 審査項目及び配点は、別添「企画提案競技審査票」を用いることとする。
- (２) 審査委員は各企画について審査項目ごとに評価を行い、２ 評価基準により、評点を付す。ただし、評価項目「５ 賃金水準の向上」、「６ 女性の活躍推進」については、別添「企画提案競技審査票」に記載した各取組への配点のとおり、評価点を与えるものとする。
- (３) 上記（２）の評点を合計し、合計点数が最も高い企画提案を行った者を受託候補者として選定する。
- (４) 合計点数が最も高い者が複数いた場合は、委員間で協議の上、受託候補者を選定する。

２ 評価基準

委託業務が円滑に遂行できると考えられる場合を「普通」とし、委託業務が円滑に遂行できる上、更に優れた成果が期待できると考えられる場合を「優れている」、委託業務が円滑に遂行できないおそれがある場合を「劣っている」とする。

評価	点数	
	「審査の視点」における 配点が５点の場合	「審査の視点」における 配点が１０点の場合
優れている	５点	１０点
やや優れている	４点	８点
普通	３点	６点
やや劣っている	２点	４点
劣っている	１点	２点

令和7年度広報紙等クロスメディア業務委託企画提案競技 審査票

審査委員氏名	
--------	--

●審査項目・配点、評価

審査項目		審査の視点 (配点)		評価				
				優 れて い る	やや 優 れて い る	普 通	やや 劣 つ て い る	劣 つ て い る
1	企画力・構成本 (30点)	①	広報紙の企画は、仕様書に従い、妥当な内容か。(10点)	10	8	6	4	2
		②	新聞広報の企画は、仕様書に従い、妥当な内容か。(10点)	10	8	6	4	2
		③	全体として、事業の趣旨を十分理解し、工夫が施されているか。(10点)	10	8	6	4	2
2	SNS広告等の効果 (20点)	④	SNS広告等のバナー素材の制作について、広報紙・新聞等との連携が見られ、分かりやすい表現となっているか。(10点)	10	8	6	4	2
		⑤	SNS広告等の手法や効果測定方法について、採用した理由には根拠があり、十分な説明がなされ、高い効果が期待できるか。(10点)	10	8	6	4	2
3	取材・表現・デザイン力 (25点)	⑥	見本作品のテーマ(施策・事業内容)について、内容を十分に理解した割付となっているか。(10点)	10	8	6	4	2
		⑦	見本作品のリード文や詳細な説明文について、短い文章で分かりやすい表現となっているか。(5点)	5	4	3	2	1
		⑧	見本作品の写真、イラスト、デザイン等には工夫が見られ、魅力的な作品となっているか。(10点)	10	8	6	4	2
4	実施体制・効率性 (15点)	⑨	十分な実施体制が整っているか。(10点)	10	8	6	4	2
		⑩	見積金額は、予算の範囲内で経済的かつ妥当な金額か。(5点)	5	4	3	2	1
5	賃金水準の向上 (5点)	⑪	下記、配点により採点(5点)					
6	女性の活躍推進 (5点)	⑫	下記、配点により採点(5点)					
		(計100点)		／100点				

賃金水準の向上に関する取組への配点

役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1. 50%以上	3.0	最大5
	2. 00%以上	4.0	
	3. 00%以上	5.0	

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士や公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類(参考様式)」により比較する。

女性の活躍推進に関する取組への配点

一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※3	0.25	最大0.5
		次世代法 ※3	0.25	
法令に基づく認定	女活法 ※3 次世代法 ※3 若者雇用促進法 ※3	えるぼし	1.5	最大3
		プラチナえるぼし	2.0	
		くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2.0	
		ユースエール	0.5	0.5
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰 子ども・子育て支援知事表彰 男女協同参画社会づくり表彰		0.5	最大1
			0.5	
			0.5	

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を一つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)
次世代法：次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)

●意見・コメント等